

「教育財政学」成立への遠い道のり

植竹 丘

A Long Journey to the Establishment of the Study in Fiscal Aspects of Education

UETAKE, Takashi

This paper asked “Why the Study in Fiscal Aspects of Education has not established?” and this paper pointed out two difficulties. First is that the educational finance is not independent of general finances. Second is that the viewpoint which sees education as a sanctuary.

—教育について語ろうと試みる者は、まず問題の否応なきさを認めてかからねばならない¹⁾。

目次

- I. はじめに
- II. 教育財政「学」は存在しているか
- III. 教育財政「学」成立への遠い道のり
 - A. 「教育財政」の成立について
 - B. 教育への「思い入れ」と教育財政聖域論・教育費優先論
- IV. おわりに

I. はじめに

かつて小川正人は、自身の博士論文を基にした単著のあとがきの中で次のように述べていた。

日本の教育財政学は、教育財政(制度)史研究、(公)教育費研究、教育条件整備の教育財政研究、教育経済学等といった研究領域や隣接諸科学との学際的アプローチを拡げてくるなかで、その学的基盤を豊かなものとして整えている・・・(中略)・・・政治、経済・財政、教育の有機的な関係を解明することを課題とする教育財政学という性格から、そして今日の社会科学のパラダイムが厳しく問われている状況の下で、教育財政学が「教育の政治経済学」の重要な一領域をになうことを自覚しながらも・・・(中略)・・・「政策

科学」としての教育財政学という立場からの研究もより一層強く押し進められていくが必要になってきているように思う。以上のような研究テーマとアプローチは、今後の私自身の研究課題としていきたいと考えている²⁾。

このような展望を表明していたにもかかわらず、その後の小川の研究は、概説書の分担執筆³⁾や連載講座⁴⁾を(恐らくは依頼されて)執筆することはあっても、必ずしも上述のような方向ですすめられてきたわけではなかったように思われる⁵⁾。無論そこには、小川自身の研究テーマの選択というある種個人的な判断が関係していると思われるが、本稿はそのような判断の際に、戦後日本の教育財政研究が持つ「難点」が関係しているのではないか。また、そのような「難点」が存在したことによって、戦後教育財政研究は教育財政「学」と言えるまでに高まらなかったのではないかという点に主要な関心を持つ。そこで、本稿は、戦後教育財政研究が教育財政「学」を成立させ得なかった要因について整理することを目的とする。

なお、大急ぎで断っておくが、筆者は戦後教育財政研究を教育財政「学」にまで高められなかったという点について筆者以前の世代を糾弾しようというのではない。先達たちが突き当たった「難点」は、後に続くとする者にとっても立ちはだかるのではないか。だとすれば、そのような「難点」について予め覚悟を決

めておくことは無駄なことではないだろうと思われる。ただそれらの「難点」は恐らく経験上少なからず認識されていることが予想できる。その意味では別段目新しいことを述べようとはしていないということは予め断っておきたい。

以下、本稿では、まず、教育財政「学」が成立していないことを示す。その上で、教育財政研究それ自体を扱った論文の検討を通して、何が「難点」だったのかについて整理する。

II. 教育財政「学」は存在しているか

本節では、本論の前提として、教育財政「学」が成立していないこと、言い換えれば戦後日本の教育財政研究が「学」にまで高まらなかったということを示す。

「教育財政学」の名をその標題に含む書籍としては、伊藤(1952)、内藤(1953)、五十嵐(1978)、市川・皇・高倉編(1978)を数えるのみである。また、論文のレベルでも、管見の限りでは、五十嵐(1952)と末富(2006)があるのみである。このような状況一つ取ってみても、教育財政「学」は成立していないと言えそうだが、「学問の成立要件」についての議論も参照しておきたい。

「学問の成立(科学の制度化、学問の制度化)」について主として考察してきたのは知識社会学の分野である。この分野において、「学問の成立(科学の制度化、学問の制度化)」は「ある学問分野が(既存の)学界、さらには一般社会で独立した専門として市民権を認められる」⁶⁾ことを指すが、その成立の要件としては以下の四つが挙げられる⁷⁾。すなわち、

- ①大学の中に公的な足場をもつこと、たとえば講義題目、講座、学科が作られ、専門の教授や学生ができること。
- ②一般の人びと、特に政府がある学問分野を評価承認し、精神的、財政的な援助を与えるようになること。
- ③専門研究者集団が出現し、学会を組織すること。
- ④定期的にその学問の成果を公表する公的機関(大会など)をもち専門雑誌を発行すること。

である⁸⁾。③④については、教育財政研究に特化した学会や専門雑誌は存在せず、日本教育行政学会⁹⁾や日本教育制度学会等の場において研究成果が公表されているのが現状である。①の講義についても、2002(平成14)年度に全国の大学の開設科目を調査した元兼正浩の調査によれば、「教育財政学」という講義科目が設

定されているのは神戸大学と鹿児島大学のみであり、類似の科目としては信州大学に「教育財政特講」が設置されるのみである¹⁰⁾。学科についても、「教育財政学科」を持つ大学はない。また、藤田(1994)で挙げられている「教科書の刊行」についても、わずかに小川編著(1996c)があるのみで、多くの場合は教育行政学の概説書で一部を当てられるに止まっている¹¹⁾。これらの点から言っても、現状において、教育財政「学」が成立しているとは言えないのである。

なお、「教育財政」が戦後のある時期に教育学研究の中で「花形的地位」を占めるに至ったとする論者もいたように¹²⁾、また、「最近漸く一つの学問体系を形成しようとしている」¹³⁾と述べられていたように、このことは必ずしも戦後を通じて成立していなかったということの意味するとは限らない。だが、戦後全国の大学に「教育財政学」という科目が設置されたのは、1948年に始まったIFEL(教育指導者講習会)及び1949年に改正された教育職員免許法施行規則で、例えば教育長免許状取得の選択科目として位置づけられた¹⁴⁾ことによる。つまり、そもそも研究の蓄積が行われ、理論が深まり、教育学や財政学から独立する必要があつて独立したわけではないのである。その意味で五十嵐頭がその黎明期を振り返って、「教授要目のようなものがあつてのことではなかった」¹⁵⁾と述べているのは、上述のような「学問としての要件」を備えずに科目としての設置が先んじてしまったことを意味しているのであり、その存立基盤がそもそも脆弱であったことを示唆していると思われる。

III. 教育財政「学」成立への遠い道のり

本節では、戦後日本の教育財政研究が持っていたと思われる「難点」を整理する。その際に、教育財政研究それ自体についての論文¹⁶⁾を検討したが、それぞれの論文をレビューすることは、屋上屋を架すことになってしまう恐れをなしとしないので、基本的論点を明らかにするプロセスで文献に言及するというスタイルをとる。以下では、「教育財政」の成立についてと教育への「思い入れ」とその帰結としての「教育財政聖域論・教育費優先論」について取り上げる。

A. 「教育財政」の成立について

第一の、そして恐らくはこれからも常に付きまとうであろう最大の「難点」は、「教育財政」それ自体の成

立についてである。言い換えれば、教育財政「学」の対象となるはずの「教育財政」からして、それが存在するか否かという議論がある。

「教育財政不存在」説としては、1950年代中盤から後半にかけて大蔵省主計局で文教予算を担当していた¹⁷⁾相澤英之によるものがある。相澤は、「教育財政というものが存在し得れば、当然社会福祉財政、あるいは厚生財政、防衛財政等々、財政の一部がそれぞれ独自の財政を形成すると思われるのであるが、筆者は寡聞にして、そういう言葉を聞いていない¹⁸⁾とした上で、近代経済社会における財政の統一性、予算の総計主義等の原則からすると、教育財政はそのための財源を確保する手段にまで及ぶものではなく、教育に関する財政の収支を一つの独立した財政形態と見なす考えは行き過ぎであるとする¹⁹⁾。

このような見方は大蔵省の官僚に限ったものではない。文部省の内部からも、当時文部大臣官房長であった安嶋彌が同様の議論を行っている。安嶋は、戦後日本の教育財政改革に大きな影響を与えたアメリカの教育財政制度との対比の中で、「公法人としての学区も存在せず、また教育税という特別の税目も存在しないわが国においては、事実上も、理論上も、『教育財政』、『学校財政』というものの存在する余地はない²⁰⁾として、「教育財政」が存在しないことを論じる。

ここで論じられている「教育財政不存在」説は、教育に関する独自の税源が存在しないため、総体としての「教育財政」が存在しないとするものである²¹⁾。確かに（一般）財政学において、「財政」とは、「租税や公債発行で財源を調達して必要とされる支出を行う²²⁾ことであるとか、「公共部門の歳出入²³⁾」や、「政府が強制力にもとづいて社会を統治するために、必要な貨幣を受け取ったり、支払ったりすること²⁴⁾」などと定義される。これらの定義はいずれも、「租税（ないしは公債発行）と配分」を「財政」の要素として含むものであると言えるが、確かにこのような一般財政学上の定義に基づく限り、「教育財政」は存在しないことになる。しかし、相澤においても安嶋においても、そのような意味での「教育財政」を否定する反面、教育（経）費²⁵⁾にかんする研究の必要性は指摘されている²⁶⁾ように、公費から支弁された教育費（公教育費）や国や地方自治体の予算全体の中の教育関係費用の分析までも否定しているわけではない。その意味で、研究対象としての「教育財政」とは、一般財政学上の定

義によるものではなく、市川昭午の言う「教育の財政的側面²⁷⁾」という程度の意味で用いられるべき用語であると考えられる。

さて、ではなぜ教育財政研究は、「教育の財政的側面」の学としての教育財政「学」としても成り立たなかったのだろうか。この点について「教育財政」成立の困難性に即して考えてみたい。

教育財政が一般財政から独立しておらず、将来における独立も現実的ではない以上、教育財政研究が対象としうる領域も限られてくる。市川昭午は、教育財政研究の研究課題を、①教育経費論、②教育配分論、③教育財源論、④教育財政政策論、⑤教育財務会計論の5つに分けている²⁸⁾が、このうち、日本の教育財政研究は戦前・戦後を通じて、③の教育財源論、その中でも義務教育費に関する補助金研究、言い換えれば、国家財政と地方財政が（公）教育費をどのように分担するかという点を中心的な関心・対象として展開してきた²⁹⁾。これは、上述のように教育財政が一般財政から独立していない中で教育財政研究を行おうとすると、国家財政においては、歳出の部分における教育特定財源（義務教育費国庫負担金等）を主たる対象として設定しがちなことによると思われる。そして実際の研究動向としては、戦後教育財政研究の主流派が依拠した「公費教育主義³⁰⁾」の観点と結びつき、ただ徒に公費による負担を拡大することの（得てして運動のレベルでの）要求に終始することとなった。

市川によって挙げられた他の研究課題についても確認しておこう。「教育サービスに入用とされる資源の配分基準を検討する³¹⁾」と定義された②の教育配分論については、次項で述べるような「教育費優先論」によってほぼ顧みられることがなかった。また、「政府の教育財政活動が国民経済にどのような影響を及ぼすかを明らかにすること³²⁾」とされた④の教育財政政策論については、教育（行）財政研究がある政策の「効果」や「影響」についての評価や分析を不得手にしていたこともあって³³⁾、この領域は主として教育社会学の中で注目されてきた教育経済学によって担われることとなった。

最後に、教育財政学と教育経済学を峻別しうる領域であるとされた³⁴⁾⑤の教育財務会計論については、伊藤和衛による先駆的な業績³⁵⁾がありながら、学校に配当された予算を分析対象としたまとまった研究は数少ない³⁶⁾し、学校毎の教育費についてはデータの蓄積も

なされていない³⁷⁾現状である。だが、このような研究状況は、そもそも「学校」財政（財務）と銘打つほどの権限が各学校に与えられてこなかった歴史の中ではやむを得ないものと考えられる³⁸⁾。だが、「特色ある学校」であるとか「学校の自律性」といった考え方が全体の潮流となっている今日の状況を考えると、学校財務（会計）は今後大きな注目を集める領域となることが予想される³⁹⁾。

これらを踏まえるならば、今後の教育財政研究は、一般財政の一部としての教育財政という立場を自覚し、これまでの伝統的な領域であった（国庫）補助金研究のみならず、その守備範囲を拡げ、研究の蓄積を行っていくことが喫緊の課題となろう。その際に、隣接領域である財政学（特に地方財政論）や教育経済学の分野で蓄積されてきた知見を積極的に吸収することは当然であるし、社会的再帰性の高まった今日においては、教育財政政策の効果や影響についての分析は避けて通ることはできない⁴⁰⁾ という現実にも目を向ける必要がある事は言うまでもない。これまでの研究の偏りからすれば、対象領域を拡大していくことが、一つの体系だった学問領域となるためには欠かす事ができないと考えられるからである。

B. 教育への「思い入れ」と教育財政聖域論・教育費優先論

第二に挙げられる「難点」は、教育への「思い入れ」と、戦後教育学の主流を担った論者らにしばしば見られる教育財政聖域論⁴¹⁾・教育費優先論の影響についてである。対象領域への思い入れは、個別領域研究がともすれば陥りがちであると指摘されている⁴²⁾が、この「教育財政聖域論・教育費優先論」は、そのような対象領域への思い入れが強かったであろうがゆえの視野狭小によってイデオロギーを前面に出してしまった結果であるという事ができる⁴³⁾。

ここで「教育財政聖域論・教育費優先論」とは、主として戦後教育学の主流派であった民主国民教育論の立場の論者によるものを指すが、このような立場に立つ論者は、国家財政に占める文教費（教育費）の削減を他の費目の増加との対比の中で批判したり⁴⁴⁾、国の政策が「安上がり」⁴⁵⁾な「低文教費政策」⁴⁶⁾であり、「財政のための教育低下」⁴⁷⁾を招くとした。しかしこれらの批判は、上述のように教育財政が一般財政から独立しておらず、またそもそも予算総額に限界がある

中では、「教育さえよければそれでいい」という独善的な志向として映る事になる。

このような研究の傾向については、例えば経済学の分野から、木原万樹子が、「教育理念、教育優先といった理想論が先走りして、財政制度が後付になる傾向」⁴⁸⁾が戦後を通じて見出されるとして、大川政三は、権利を根拠に諸要求を非妥協的に主張しあうことが経済的に非効率的な政府を作り上げるとしてそれぞれ批判している⁴⁹⁾。

また、隣接他領域から⁵⁰⁾のみならず、教育財政研究の内部の論者からも指摘され、同時に批判されてきた⁵¹⁾。例えば、高見茂は、財政錯覚をもたらすような特定補助金や巨額の地方債発行を、「教育聖域論」ないしは「教育神聖論」によって憲法・教育基本法を盾に当然の権利であるとする主張に対し、「法規定上の諸権利は、未来永劫絶対的なものではなく、社会・経済状況の変化に対応して相対的に解釈されるべきものである」⁵²⁾として、無尽蔵な教育費要求を批判する。また小川正人は、教育財政の自律性・独立性・優先的確保等の主張は、「教育財政の孤立主義・自己完結性の非現実性・観念性」⁵³⁾を持ったものであり、教育財政は一般財政・制度の中で捉えるべきであるとした上で、「公教育費の優先的確保という主張は、政治的主張としてはともかく、教育財政の研究方法・視点としては観念的・抽象的レベルにとどまるものでしかない」⁵⁴⁾と厳しく批判している⁵⁵⁾。

このような「教育財政聖域論・教育費優先論」がメインストリームを占めたことによって、戦後日本の教育財政研究は、教育費支出を裏付ける合理的な根拠をもって他領域の論者と渡り合うこともなかった。教育費の削減を求める諸勢力を（ただ教育費を削減したいという主張ではなく、それが副次的な要求であったとしても）、「教育という崇高な理想に対する無理解」として片づけてきてしまったからである。また、「人的資本理論革命」や「教育投資論」⁵⁶⁾を「人間を物的資源と同一視し、人間の尊厳を冒瀆するもの」として感情的に批判し⁵⁷⁾、そこから展開された教育経済学⁵⁸⁾とも没交渉に陥ることによって、結局は「現実の経済生活の中の孤島」⁵⁹⁾に自らを追い込んでしまったのである⁶⁰⁾。

「再生産機能を失った国家は生き長らえることはできない」と述べたのはアルチュセールだが⁶¹⁾、アルチュセールのこの指摘を引くまでもなく、再生産機能とし

ての教育が社会的に重要な営みであるという事については異論の余地はないと思われる。だが、だからといって即それが無尽蔵な財政支出の根拠となるわけではない。対象領域への思い入れを自覚しながら、それが独善的なものになっていないかを常に意識しながら、主張を裏付ける合理的・説得的な根拠を示す事をしなければ、結局のところ広く国民を説得するまでには至らないのである。特に「領域間政治の時代」⁶²⁾にあっては、当該領域内の議論は同一方向を向きやすくなると思われる。そのような時にこそ、冷静な自己批判が必要となってくるのである。例えば、三位一体の改革に伴う義務教育費国庫負担金の廃止問題の際に、(筆者も含めて)教育財政研究のほとんどの論者は同負担金を「維持すべき」であると主張して(考えて)いたように思われる⁶³⁾が、そのような当該領域内の圧倒的多数派による主張は、外部の者にとって対話不能な「教育の論理」を振りかざした「教育聖域論」に陥ってはいなかっただろうか⁶⁴⁾。中教審義務教育特別部会での地方六団体代表委員との攻防にしても、最終的な決着の付け方(国庫負担比率1/3への引き下げ)にしても、多くの議論は(学問上の正当性ではなく)「政治」の領域で行われたわけだが、その前段階で世論を動かすまでには至らなかったのもまた事実である⁶⁵⁾。

東大教育行政学研究室の初代教授である宗像誠也は、戦後ごく初期の論考で、専門家の役割について次のように述べている。「専門家は民衆に対して情報を提供し、またこうすればこうなるという因果関係を示して、民衆の判断に材料を与え、示唆をなすことが出来るはずである。出来るはずであるばかりでなく、そうすることが民主的社会における専門家の義務でもあり責任でもある。民衆に対して教育に関する関心を喚起し、それに関する正しい判断をなさしめるよう努力することは、教育を職業とする者の義務である・・・(中略)・・・事実に基づく資料により自他の認識と経験とをよく整理しておき、一言でいえば動かぬ証拠に立脚した発言をすることによって、民衆の恣意による無茶な変動から教育を守ることは、教育の科学的な調査研究があって初めて出来ることだ・・・(中略)・・・特に教育のように、誰でも一家言を持つことが出来るように見え、しかも客観的科学的研究が今までなされていなかった領域ではことさらに必要なことであると思う」⁶⁶⁾このような指摘は、今も我々に突きつけられていると言える。

IV. おわりに

標題を『教育財政学』成立への遠い道のりとしたが、もちろん教育財政「学」が成立しなければ教育財政を研究対象としてはならないというわけではなく、その意味では、「学」の称号を得ること自体に直接的な意味(実利)はない。だが、「学問は自分一人でやるものではない」⁶⁷⁾のであって、研究者相互間で研究上の情報のやりとりを行い、専門的な批判の中に身を置き、持続的に後継者を養成していくための体系的なシステムの存否は、当該研究領域にとってまさに死活問題となるように思われるのである。

そして、小川が志向していた、教育財政の「政策研究・政策科学的アプローチ」⁶⁸⁾を進め、個別領域への思い入れを自覚しながら隣接他領域と渡り合っていくことによって、政治、経済・財政、教育の有機的な関係を解明することを課題とする教育財政研究が、「教育の政治経済学」の重要な一領域を担うための道が開かれるだろう。教育という「誰もが経験したこと」を扱う「否応なさ」の中を歩み出したばかりの筆者に今分かることは、「その道のりは遥かに遠いのではないか」ということだけだが、ここから先は21世紀における我々の課題である。

註

- 1) Mollenhauer (1985/1987) p.4.
- 2) 小川 (1991a) pp.306-7. (括弧内原著)
- 3) 小川 (1991b), (1993), (1994a), (1996a) 等.
- 4) 小川 (1994bc, 1995ab), (1995c~k, 1996b)
- 5) その後の小川の関心が基礎自治体の教育政策へと移っていったことを反映してか、小川 (1992) (1995c~g,j) (1997) (1998) (2001) 等、基礎自治体の教育財政については継続的に研究成果を公開している。
- 6) 新堀 (1984) p.12 (括弧内筆者)。その意味では、必ずしも「学」という称号を得るかという点とはズレがあるかもしれない。
- 7) 同上, pp.13-4 (括弧内原著)。
- 8) 藤田 (1994) では、①大学における授業科目の開講、②大学における講座・学科・学部の開設、③学会の設立・形成、④機関誌の発行、⑤教科書の作成・刊行の五つが挙げられている (p.14)。
- 9) しばしば「教育行財政」と呼ばれるように(特に教育学が教育を対象とする諸科学の集合であるという

- 側面からも),教育行政と教育財政は密接不可分の面があることは言うまでもない。しかし,それぞれの親学問であるところの行政学と財政学が別個の学問として存在している現状を考える時,「教育行政の低位概念」(伊藤1966:215)としてではなく,教育財政研究が教育行政学とは異なった独自の位置を占める可能性は残されているのではないと思われる。
- 10) 元兼(2004) pp.95-100.
 - 11) 近年出版されたものでは,渡部(2004),本多(2005),上寺(2006)等。
 - 12) 中島(1954)はしがき。
 - 13) 市川(1978) p.35.
 - 14) 教育職員免許法施行規則(昭和24年度文部省令第38号)第9条。
 - 15) 五十嵐(1982) p.1. 別稿(五十嵐1978)では当時のアメリカの教育財政研究との対比の中で次のように回顧している。「たしかに教育費というものは日本にもあるのはわかるけれども,しかし日本には教育財政学というものはほとんどない。全然ないといっているほど探しても何もないわけです。文部省の方の実務的な本であるとか,若干の解説であるとか,その当時,調査課におられた方々が書いた本がありますが,日本の教育学界としては,教育財政というものは教育学研究の中にほとんどその位置を占めていないわけです」(p.12)
 - 16) 主たる文献としては,伊藤(1967)(1976),五十嵐(1951)(1978),市川(1964)(1970)(1978),黒崎(1984),小川(1995k)(1996d)等。なお,本来であれば,教育財政研究それ自体について述べた論文だけでなく,教育財政研究の範疇に入るであろう研究を検討し,それらの研究が取っている方法を抽出するという作業が必要になるであろうが,筆者の能力と時間の都合から,本稿のような方法を取るに至った。このような先行研究の分析については他日を期したい。
 - 17) 相澤(1960) p.4.
 - 18) 相澤上掲書, pp.152-3. 但し近年では,坂本・伊東・和田・神野編(1999)や齋藤・山本・一圓編(2002)等財政学の一領域としての「福祉財政」に関する研究成果が公表されつつある。
 - 19) 相澤上掲書, p.157.
 - 20) 安嶋(1965) p.3.
 - 21) (一般)財政学の分野の研究者からの同旨の指摘として,高橋(1959) pp.47-8. がある。
 - 22) 貝塚(2003) p.1.
 - 23) 井堀(2001) p.1.
 - 24) 神野(2002) p.6.
 - 25) 「教育費」と「教育財政」の峻別については,市川(1973),武田(1973),市川(1976a)のやりとりを参照。
 - 26) 相澤前掲文献 p.159. 安嶋前掲文献 p.4. ここで相澤は「国,地方公共団体の財政における教育費,すなわち教育財政における経費論こそ重点を置いて検討すべき」とし,安嶋は「学校経費,教育文化費等(以下これを文教費と総称する。)の現状なり,問題点なり,将来の動向を研究すること」(括弧内原著)の意義を認めている。
 - 27) 市川(1978) p.17.
 - 28) 市川上掲文献, pp.46-8. 市川(1964)では,(a)財源論,(b)経費論,(c)財務会計論,(d)投資論の4つに分類している。
 - 29) その理由として,瀬戸山(1955)や相澤(1960),安嶋(1965)などの概説書はいずれも多くを補助・負担金について割いている。また鈴木(1951)や瀬戸山前掲書,相澤前掲書の歴史叙述の部分や国研編(1973),伊藤編(1976)等の教育財政史研究が補助・負担金の成立をメルクマールとしていることなどが挙げられる。
 - 30) 「公費教育主義」については,差し当たり伊ヶ崎(1978) p.258. を参照。
 - 31) 市川(1978) p.47.
 - 32) 同 p.48.
 - 33) 小川(1995i) 参照。隣接領域の教育行政学では市川(1976b)等の研究の実績がある。他に市川編(1987)等を参照。
 - 34) 市川(1978) p.42. ここでは「学校財務会計論」という用語が用いられている。
 - 35) 伊藤(1956)
 - 36) 清原(1997)(2000)(2001)等。
 - 37) 本多(2000) pp.132-3.
 - 38) 「学校の権限の拡大」に関連して,市川(1986)を参照。
 - 39) 既に本多(2003),本多・青木(2003),竺沙(2004ab)河野・千々布(2004)など,基礎自治体レベルでの学校財務改革を扱った研究が公表されつつある。
 - 40) 「社会的再帰性」と教育研究との関係については,

苅谷 (2007ab) を参照。

41) このように教育を聖視する傾向は教育財政研究のみならず、教育の世界に広く見られるところでもある。問題点をいち早く指摘したものとして、市川 (1968ab) を参照。

42) 青木 (2007) p.66.

43) 個別研究領域がイデオロギー的な色彩を帯びているように映るものは、教育学や教育財政研究に限ったことではないようである。西尾 (1988) は、行政学の立場から林政学の分野の先行研究の問題点を指摘する中で、「林政学的視角は単に分析上の特徴であるだけでなく、関係者の価値観を反映しており、それは彼らが過去の政策に対して行っている批判の内に看取しうる・・・(中略)・・・林政の自律性、林業の長期性・計画性とは現実に対する説明概念というよりも、林学研究者や技術者のもつ一種のイデオロギーであって、かかる立場に立つ限り、現実の林政は自律的であるどころか、むしろ政治的影響を受けやすいものとして映ることとなる」(pp.16-7)と述べ、個別領域研究の問題点を指摘している。だとすれば、問題はイデオロギー的な色彩を帯びているように映ってしまうことにあるのではなく、そのことを自覚し、それが隣接他領域 (教育財政研究で言えば財政学や地方財政論) 等教育以外の領域においても通用するロジックであるかを自己批判してこなかった事にあると言えよう。

44) 三輪 (1983), 中西 (1987) 等

45) 海老原 (1974)

46) 伊ヶ崎 (1974) (1979)

47) 伊ヶ崎 (1980ab)

48) 木原 (2005) p.157.

49) 大川 (1981 = 1982)

50) 筆者の手許にあるものでは、本論で取り上げた二人以外に、武田 (1952) p.27, 松田 (1957) p.7 等。但し、時期的にこれらの指摘を民主国民教育論への批判と一概に捉える事はできない。

51) 本論の中で取り上げたもの以外では、Cummings□ (1990) pp.267-8, 市川 (1970) pp.120-3, 小川 (1995k) pp.48-9. 等。市川昭午は早くからこのような研究の傾向を批判し、市川 (1970) や市川・菊池・矢野 (1982) 等の業績に見られるように、教育経済学の分野の知見も積極的に摂取してきたが、筆者には、市川の指摘が当時の主流派であった民主国民教育論の論者た

ちに顧みられることはほぼなかったように見受けられる。

52) 高見 (2001) p.273.

53) 小川 (1996d) p.341.

54) 小川上掲文献, p.342.

55) 教育財政研究以外の教育分野からは、潮木

(1972) の批判がある。少々長いが以下引用する。

「これまでの教育財政研究の主流は、単純な統計手法にもとづく教育経費の記述説明か、教育財政固有の問題を教育理論一般のなかに解消、埋没させたいうで展開される教育論か、あるいは教育財政関係の法規、制度の解説ないしは記述につきるといっても過言ではあるまい。そこを支配していたのは、教育の問題を財政的次元へと置換、還元させてしまうことに対する教育的精神主義からの危惧と文化政策一般を含めた教育政策の財政的優先順位の低さという現実的状況のなかで、絶えず再生産されてきた教育コンプレックス、そのコンプレックスの逆の表現としてしばしば登場する、およそ現実的可能性に対する自己反省を全く欠いた教育エゴイズムから生ずる極端な教育予算優先論、教育予算増額論、またそれに対するアンチテーゼとしての教育論特有の精神主義、これらのきわめて不安定な混合・混在であった。これらの根底をさらに遡って行けば、およそ現代社会のように巨大機構化した教育組織の改革を、一片の抽象的観念的教育的理念の提示によってそれが実現可能であるかのように幻想する教育的ロマン主義、その神聖なる教育理念の実現の阻止要因は、あげて財政担当機構の『教育に対する無理解』にあるとして、全責任を外側に向けて発散させる客観的相対主義的思考の欠如、およそ実現不可能な過大な教育費要求をステレオタイプ化し、それが実現されない間は、責任をすべて外部に向け、それが実現される段階に達した場合には、その理由が全く単純に客観的財政状況の変化のなかに求められるべきはずの場合であっても、われわれの長年の根強い運動の成果であると自己を美化し、自己陶醉に落ち入る自閉症的財政発想、これら諸々の発想形式にゆきあたらざるを得ない。教育財政研究が一つの理論として成立しうるためには、顕在的潜在的に存在するこれら立証されざる、またその正当性をそのみでは主張しえない諸前提を疑うことから出発させなければならない」(pp.204-5)。

- 56) 「教育投資論」に対する批判は、1960年5月の経済審議会長期経済展望部会編『日本経済の長期展望』や、1963年1月の同審議会編『経済発展における人的能力開発の課題と対策』、1962年11月の文部白書『日本の成長と教育』等への批判を嚆矢とする。これらの批判に対し、伊藤(1967)は、「教育財政研究においては財政投資効果の分析という角度から遅ればせながら、当然取り組まなければならない・・・(中略)・・・教育研究の世界に効率概念や能率概念を持ち込むことが、なにかタブーのような空気がまだあるが、これはトンでもないことである。教育に使われているお金は、金持や道楽者の遊び金なのではない。民衆の膏血なのである」(p.32)と述べ、「教育(財政)聖域論」的発想を批判している。
- 57) 筆者の手許にあるものでは、教育制度検討委員会(1974) pp.55-6, 梅根(1972) pp.198-201, 伊ヶ崎(1970)等。
- 58) 「人的資本理論革命」以降の教育経済学の展開については、差し当たり金子(1980)を参照。
- 59) 松田(1957) p.7.
- 60) 教育学全般に対する同様の指摘として、広田(2007)を参照。
- 61) Althusser(1970=2001) p.85.
- 62) 青木(2007)を参照。
- 63) このような理論状況を最も象徴的に表すと考えられるのは、これまで義務教育費国庫負担金を「強度の中央集権の源泉」であるとして批判していた論者までが、義務教育費国庫負担金擁護の論を展開したことである。例えば、三輪定宣は、三輪(1974)において、国庫負担制度が不可避免的、必然的に国家による教員支配・管理を根拠づけるとして、「公立学校の教員給与については、結論的にいえば、国庫負担制度を廃止する方向での制度改革がのぞましいのではないかとおもわれる」(p.202)と述べていたが、三輪(2005)では、「教育財政最優先」(p.145)の立場に立つことはこれまでと同様であると考えられるものの、「1953年度実施の義務教育費国庫負担法は・・・(中略)・・・それ自体は、中央集権的制度として成立したもものではな」(p.131)く、1956年の地教行法施行後においても、「その制度自体は地方自治原理と対立するものではない」(p.132)と評価を翻した。なお、管見の限りでは、教育財政研究の分野で義務教育費国庫負担金の廃止を支持する立場を

明らかにしていたのは清原(2006)のみではないかと思われる(p.75)。

- 64) もちろん全員が陥っていたと決めつけるつもりはない。説得的な証拠を提示できたか、「また教育の連中が言っている」として十把一絡げに扱われるような議論の仕方をしていなかったかという点についての客観的な自己批判が必要なのではないかということである。
- 65) 無論そこには「審議会の在り方」や「研究成果の社会的発信」、「国民の啓蒙」といった別の問題も関係してくると思われる。
- 66) 宗像(1946=1975) p.p.10-1.
- 67) 宗像(1950=1954) p.3.
- 68) 小川(1996d) p.342.

参考文献

- 相澤英之(1960)『教育費—その諸問題—』大蔵財務協会。
- Althusser, L. (1970=2001) "Ideology and Ideological State Apparatus (Note Towards an Investigation)", in *Lenin and Philosophy and other essays*, Monthly Review Press.
- 青木栄一(2007)「領域間政治の時代の教育行政学のアイデンティティ」日本教育行政学会編『教育行政学の固有性を問う』(日本教育行政学会年報33号)教育開発研究所。
- 竺沙知章(2004a)「学校の自律性確立と財政的条件」日本教育経営学会編『日本教育経営学会紀要』第46号。第一法規。
- 竺沙知章(2004b)「学校財務制度の実態と問題点」『兵庫教育大学研究紀要。第1分冊, 学校教育, 幼年教育, 教育臨床, 障害児教育』24号。
- Cummings, W.K (1990) 皆見英代訳「教育費国際比較の盲点」結城忠・W.K.カミングス編『岐路に立つ教育行財政』(日本の教育 第3巻)教育開発研究所。
- 海老原治善(1974)「安上がりで貫かれた文教財政」『エコノミスト』2038号(7月9日号)。毎日新聞社。
- 藤田英典(1994)「教育社会学とは」天野郁夫・藤田英典・荻谷剛彦『教育社会学』放送大学学術振興会。
- 本多正人(2000)「学校財政論」日本教育経営学会編『教育経営研究の理論と軌跡』(シリーズ教育の経営5巻)玉川大学出版部。
- 本多正人(2003)「公立学校の財務・会計と学校の自律性」『国立教育政策研究所紀要』132集。

- 本多正人 (2005) 「教育費と教育財政」勝野正章・藤本典裕編『教育行政学』学文社.
- 本多正人・青木栄一 (2003) 「公立学校の財務・会計システムの改革」『日本教育行政学会年報』第29号.
- 広田照幸 (2007) 「教育学の混迷」『思想』No.995. 3月号. 岩波書店.
- 市川昭午 (1964) 「教育経費」北海道大学教育経済研究会編『経済と教育—教育経済研究序説—』東洋館出版社.
- 市川昭午 (1968a) 「教育産業論と学校聖域論(一)」『教育委員会月報』No.213. 5月号. 第一法規.
- 市川昭午 (1968b) 「教育産業論と学校聖域論(二)」『教育委員会月報』No.214. 6月号. 第一法規.
- 市川昭午 (1970) 「教育と財政」嘉治元郎編著『教育と経済』(教育学叢書5) 第一法規.
- 市川昭午 (1973) 「教育財政」林健久・貝塚啓明編『日本の財政』東京大学出版会.
- 市川昭午 (1976a) 「教育費の財政関係」加藤俊彦・武田隆夫教授還暦記念遠藤湘吉教授追悼論文編集委員会編『現代資本主義と財政・金融』東京大学出版会.
- 市川昭午 (1976b) 「教育行政評価論」伊藤和衛編『教育行政過程論』(教育学研究全集5) 第一法規.
- 市川昭午 (1978) 「教育財政研究の展開」市川昭午・皇晃之・高倉翔編『教育経済と教育財政学』(講座教育行政5). 協同出版.
- 市川昭午 (1986) 「明るい未来があるとすれば」『学校事務』37巻1号. 1月号.
- 市川昭午編 (1987) 『教育の効果』東信堂.
- 市川昭午・皇晃之・高倉翔編 (1978) 『教育経済と教育財政学』(講座教育行政5). 協同出版.
- 市川昭午・菊地城司・矢野真和 (1982) 『教育の経済学』(教育学大全集4). 第一法規.
- 五十嵐頭 (1951) 「教育財政」城戸幡太郎編『教育学研究入門』福村書店.
- 五十嵐頭 (1952) 「教師のための教育財政学」『日本の学校(1)』(岩波講座教育第4巻). 岩波書店.
- 五十嵐頭 (1978) 『教育財政学講義』東京大学教育行政学研究室.
- 五十嵐頭 (1982) 「教育財政の十年間, はじめのむずかしさ」東京大学教育学部学部史編集委員会編『東京大学教育学部30周年記念誌』東京大学教育学部.
- 伊ヶ崎暁生 (1970) 「国民の教育権と教育費」『国民教育』4号. 労働旬報社.
- 伊ヶ崎暁生 (1974) 「国民の教育権と教育財政」兼子仁・永井憲一・平原春好編『教育行政と教育法の理論』東京大学出版会.
- 伊ヶ崎暁生 (1978) 「国と地方の教育財政制度の問題点—公費教育主義の視点から—」『ジュリスト増刊総合特集』No.10. 有斐閣.
- 伊ヶ崎暁生 (1979) 「低文教費政策とその克服」『国民教育』41号. 労働旬報社.
- 伊ヶ崎暁生 (1980a) 「『教育条件の整備』とは何か」『教育条件の整備と教育法』(講座教育法第4巻) 総合労働研究所.
- 伊ヶ崎暁生 (1980b) 「財政再建政策と教育財政」『国民教育』45号. 労働旬報社.
- 井堀利宏 (2001) 『財政第2版』岩波書店.
- 伊藤和衛 (1952) 『教育財政学』杉山書店.
- 伊藤和衛 (1956) 『学校財政』有斐閣.
- 伊藤和衛 (1966) 『教育行政学』国土社.
- 伊藤和衛 (1967) 「教育財政研究の対象と方法」伊藤和衛責任編集『教育財政と学校』(教育管理職のための教育行政講座第2巻) 明治図書.
- 伊藤和衛 (1976) 「教育財政史研究とは何か」伊藤編『教育財政史』(梅根悟監修 世界教育史大系29). 講談社.
- 伊藤和衛編 (1976) 『教育財政史』(梅根悟監修 世界教育史大系29) 講談社.
- 神野直彦 (2002) 『財政学』有斐閣.
- 貝塚啓明 (2003) 『財政学[第3版]』東京大学出版会.
- 上寺康司 (2006) 「教育財政」河野和清編著『教育行政学』ミネルヴァ書房.
- 金子元久 (1980) 「教育経済学の20年」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第35集. 東洋館出版社.
- 苅谷剛彦 (2007a) 「教育の社会科学的研究の(失敗)」日本教育行政学会編『教育行政学の固有性を問う』(日本教育行政学会年報33号) 教育開発研究所.
- 苅谷剛彦 (2007b) 「『大衆教育社会のゆくえ』以後」田原宏人・大田直子編『教育のために』世織書房.
- 木原万樹子 (2005) 「義務教育行財政成立過程の検証」(日本公共政策学会2005年度研究大会研究報告レジュメ)
- 清原正義 (1997) 『学校事務職員制度の研究』学事出版.
- 清原正義 (2000) 『教育行政改革と学校事務』学事出版.
- 清原正義 (2001) 『地方分権・共同実施と学校事務』学

- 事出版。
- 清原正義(2006)「三位一体改革と義務教育費国庫負担制度改革」日本地方財政学会編『三位一体の改革—理念と現実』(日本地方財政学会研究叢書11)勁草書房。
- 国立教育研究所編(1973)『日本近代教育百年史2 教育政策(2)』
- 河野和清・千々布敏弥(2004)「学校予算と自律的学校経営」河野和清編著『地方分権下における自律的学校経営の構築に関する総合的研究』多賀出版。
- 黒崎勲(1984)「教育財政研究入門」『教育科学研究』(東京都立大学教育学研究室)第3号。
- 教育制度検討委員会著・梅根悟編(1974)『日本の教育改革を求めて』勁草書房。
- 松田智雄(1957)「教育と経済」『学校経営』2巻4号。4月号。第一法規。
- 三輪定宣(1974)「教員の給与法制史の変遷」有倉遼吉教授還暦記念論文集刊行委員会編『教育法学の課題』総合労働研究所。
- 三輪定宣(1983)「軍拡予算と教育費削減」『国民教育』56号。労働旬報社。
- 三輪定宣(2005)『「三位一体改革」と義務教育費国庫負担法をめぐる問題状況』日本財政法学会編『地方財政の変貌と法』(財政法講座3)勁草書房。
- Mollenhauer, Klaus(1985/1987)今井康雄訳『忘れられた連関—「教える—学ぶ」とは何か—』みすず書房。
- 元兼正浩(2004)『「教育制度」関係科目の設置状況』『教育経営学研究紀要』(九州大学)第7号。
- 宗像誠也(1946)「誰が教育者か」『教育研究』復刊第3号。9月。柏書院。
- 宗像誠也(1950=1954)『教育研究法』新評論(初版=河出書房。1950)。
- 内藤蒼三郎(1953)『教育財政学』誠文堂新光社。
- 中島太郎(1954)『教育財政』岩崎書店。
- 中西啓之(1987)「教育費財源は本当にないのか」『資金と財政保障』No.957。労働旬報社。
- 西尾隆(1988)『日本森林行政史の研究—環境保全の源流—』東京大学出版会。
- 小川正人(1991a)『戦後日本教育財政制度の研究』九州大学出版会。
- 小川正人(1991b)「教育費と教育財政」神田修ほか編『現代教育の課題』北樹出版。
- 小川正人(1992)「地方自治体の教育予算編成に関する一考察」『教育行政学研究』(九州大学教育学部教育行政学研究室)第7号。
- 小川正人(1993)「地方自治体の教育財政」神田修編著『現代の教育法と教育行政の課題』三省堂。
- 小川正人(1994a)「教育財政と教育条件の整備」田原迫龍麿編著『現代教育の法制と課題』第一法規。
- 小川正人(1994b)「教育財政研究の今日的意義と基本問題—教育財政講座のスタートにあたって(教育財政講座1)」『季刊・教育法』第98号。6月。エイデル研究所。
- 小川正人(1994c)「負担金制度研究から中央地方関係論の検討へ—『新しい制度論』から考える(教育財政講座2)」『季刊・教育法』第99号。9月。エイデル研究所。
- 小川正人(1995a)「教員給与と教員評価(1)—日本とアメリカの事例を通して(教育財政講座3)」『季刊・教育法』第100号。1月。エイデル研究所。
- 小川正人(1995b)「教員給与と教員評価(2)—日本とアメリカの事例を通して(教育財政講座4)」『季刊・教育法』第102号。6月。エイデル研究所。
- 小川正人(1995c)「地方行財政『改革』と地方教育財政」(連載「地方自治体の教育財政」第1回)『学校事務』4月号。学事出版。
- 小川正人(1995d)「地方自治体の予算編成と教育財政」(連載「地方自治体の教育財政」第2回)『学校事務』5月号。学事出版。
- 小川正人(1995e)「東京都中野区の教育予算枠配分方式」(連載「地方自治体の教育財政」第3回)『学校事務』6月号。学事出版。
- 小川正人(1995f)「地方自治体の教育財政と国庫負担・補助金制度」(連載「地方自治体の教育財政」第4回)『学校事務』7月号。学事出版。
- 小川正人(1995g)「地方交付税と地方自治体の教育財政」(連載「地方自治体の教育財政」第5回)『学校事務』8月号。学事出版。
- 小川正人(1995h)「国—地方の財政関係と義務教育費国庫負担制度の改廃論議」(連載「地方自治体の教育財政」第6回)『学校事務』9月号。学事出版。
- 小川正人(1995i)「教育費用と教育の効果、評価」(連載「地方自治体の教育財政」第7回)『学校事務』10月号。学事出版。

- 小川正人 (1995j) 「教育委員会の学校令達予算と学校財政」(連載「地方自治体の教育財政」第8回)『学校事務』11月号. 学事出版.
- 小川正人 (1995k) 「政策(科学的)研究と財務・政策立案能力向上の必要」(連載「地方自治体の教育財政」第9回)『学校事務』12月号. 学事出版.
- 小川正人 (1996a) 「教育財政・教育環境行政」平原春好・神田修編著『ホーンブック 教育行政学』北樹出版.
- 小川正人 (1996b) 「学校事務職員論を考える」(連載「地方自治体の教育財政」第10回)『学校事務』1月号. 学事出版.
- 小川正人編著 (1996c) 『教育財政の政策と法制度』エイデル研究所.
- 小川正人 (1996d) 「教育財政研究に関する若干の考察」平原春好編『教育と教育基本法』勁草書房.
- 小川正人 (1997) 「分権・規制緩和論議と学校予算改革」『学校経営』8月号. 第一法規.
- 小川正人 (1998) 「教育予算の確保と学校予算の編成・執行」小川編著『地方分権改革と学校・教育委員会』東洋館出版社.
- 小川正人 (2001) 「自治体の予算編成と教育財政」日本教育法学会編『自治・分権と教育法』(講座 現代教育法3)三省堂.
- 大川政三 (1981) 「教育財政における権利意識を排す」『金融財政事情』32巻4号(1月26日号). 社団法人金融財政事情研究会. (後に大川 (1982) 「教育の聖域性を問う」『日本財政の選択』春秋社. の一部として再録)
- 齋藤慎・山本栄一・一圓光彌編 (2002) 『福祉財政論』有斐閣.
- 坂本忠次・和田八東・伊藤弘文・神野直彦編 (1999) 『分権時代の福祉財政』敬文堂.
- 瀬戸山孝一 (1955) 『文教と財政』財務出版.
- 新堀通也 (1984) 「序説」新堀編著『学問の社会学』東信堂.
- 末富芳 (2006) 「教育財政学における教育費概念の理論的課題」『研究論叢』13号. 神戸大学教育学会.
- 鈴木喜治 (1951) 『教育と財政』港出版合作社.
- 高橋誠 (1959) 「国家財政と教育」長洲一二編『教育と経済』新評論.
- 高見茂 (2001) 「地方教育財政と学校予算」堀内孜編集代表『教育委員会の組織と機能と実際』(地方分権と教育委員会②) ぎょうせい.
- 武田隆夫 (1952) 「教育費と国力」『日本の学校(1)』(岩波講座教育第4巻). 岩波書店.
- 武田隆夫 (1973) 「コメント」林健久・貝塚啓明編『日本の財政』東京大学出版会.
- 梅根悟 (1972) 「二つの学校観」小林直樹編『教育改革の原理を考える』勁草書房.
- 潮木守一 (1972) 「書評 市川昭午・林健久『教育財政』」日本教育社会学会編『教育社会学研究』27号. 東洋館出版社.
- 安嶋彌 (1965) 『文教費概説』第一法規.
- 渡部蒨 (2004) 「教育財政の構造と課題」渡部『教育行政』日本図書センター.